

消費税転嫁対策セミナー

消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)

消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

今回のセミナーでは消費税転嫁対策特別措置法の概要説明と、消費税率引き上げ後に減額、買いたたき等で実際に公正取引委員会から指導、勧告を受けた企業の事例を紹介致します。

消費税転嫁に関して、被害者、加害者にならないよう、是非この機会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

講師

経済産業省中国経済産業局
消費税転嫁対策室調査専門職員



日時 平成26年 9 月 18 日(木)
13:30~15:30

場所 柳井商工会議所会館 1階 大会議室
〒742-8645 山口県柳井市中央二丁目 15-1

定員 50名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)

受講料 無料

申込先 下記申込書に必要事項を記入の上、FAXにて
9月16日(火)までにお申込み下さい。

主催：柳井商工会議所 中小企業相談所 TEL0820-22-3731 / FAX0820-22-8811

講座内容

1. 消費税転嫁対策特別措置法の概要説明
2. 違法行為の事例紹介
3. その他

柳井商工会議所 行 FAX:22-8811

キ リ ト リ 線

消費税転嫁対策セミナー9/18開催

事業所名	
TEL	

受講者名